

平成 20 年（2008 年）6 月 16 日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委 員 長 今 西 幸 蔵

平成 20 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成 20 年度市民公益活動促進補助金は総数 7 事業の申請がありました。大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、平成 20 年 5 月 11 日（日）に実施された公開プレゼンテーションの結果を踏まえ、平成 20 年 5 月 22 日に開催した市民公益活動促進委員会において審議した結果、別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果は、当委員会の専門部会である協働事業評価部会において、審査基準に基づき各事業の申請内容を精査するとともにプレゼンテーションを通して各団体の事業に対する熱意などを確認し総合的に判断したものを、当委員会で審議しまとめたものです。

つきましては、今年度の市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本報告を尊重されるよう要望します。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見

～市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果について～

●はじめに

当委員会は、本補助金制度の創設時から大阪狭山市の市民公益活動促進に関する補助金制度全般のあり方について議論を重ねてきました。特に、平成19年度においては、平成16年度から始まった本補助金制度のこれまでの成果を総括するとともに、市民公益活動に対する市の資金的支援の今後のあり方について精力的に議論を重ねました。その結果、本補助金制度が5年目を迎えるにあたり、本市における市民公益活動の促進をより加速するために必要な制度改正についての意見を取りまとめ本年3月に提出したところです。その結果、今年度から大きく三点の制度改正が実現しました。

ひとつは、新たな市民公益活動の立ち上げを促進する枠組みとして、補助金額の上限は10万円ながら補助率を3分の2に拡大した「チャレンジ部門」が設けられました。これは、この間におけるこの補助金の成果を検証した結果、多様で新たな市民公益活動の活性化を進めるという面で必ずしも成果を上げえなかったという認識から、多様な市民公益活動の立ち上げを加速することが当面優先すべき課題だと判断したことが背景にあります。二つ目は、この間補助金の多くの部分を占めてきた文化会館を利用する事業に対する支援を財団法人大阪狭山市文化振興事業団の実施する文化振興事業に実質的に移管し、これまでこの補助金の対象になってきた事業の大きな範囲を切り離しました。三つ目は、年度をわたり繰り返し実施される事業について、その補助年限を最長5年に設定したことです。これによって、補助金の既得権益化からの脱却をめざすことを本補助金はあらためて明確にしました。

この改正の結果、市民公益活動促進補助金の対象範囲は、自立して継続可能な市民公益活動の育成とその支援に絞りこまれることになったと言えます。

今年度の補助金の審査については、協働事業評価部会において精力的に打合せを重ね、当日を含め委員6人が担当しました。なお、審査員と申請団体とのかかわりを考慮して審査の公正性を保つ観点から、1事業について委員1人が審査を辞退しました。

1. 申請の概要

平成20年度の申請は、チャレンジ部門が3団体・3事業で申請額の合計は210,000円、また、自立促進部門が4団体・4事業で860,000円でした。両部門を合わせた補助金申請総額は1,070,000円です。

申請総事業数が7件というのは、昨年度と比較すると6事業の減少で、これまでで申請が最も少なかった平成17年度の11事業をも下回るものです。申請総額についても予算額のおよそ半分にとどまりました。このことは、今回から文化会館を使用する事業が補助対象からはずれたことを考慮したとしても残念な結果と言わざるを得ません。

特に、チャレンジ部門が3事業の申請にとどまり、本部門として想定した10事業の優先枠を大きく下回ったことは、今回の制度改正の趣旨の周知が十分でなかったことが一番の理由と考えられ、継続的な広報活動が求められます。しかしながら、「商店街活性化」や「引きこもり・不登校対策」といった、これまで申請がなかった分野に取り組む団体の応募があったことは一定の成果と言えます。

2. 審査結果

本年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は別紙のとおりです。

今回、自立促進部門については、最下位となった事業でもその平均点が36.4点でした。これは、審査員持点の80%を上回るもので、今回申請のあった各事業の完成度の高さを示すものと言えます。申請のあった4団体は、ともにこれまでに補助金を受けたことのある団体ですが、その事業計画の熟度やプレゼンテーション技術には着実な進歩が認められ、本補助金制度が持つ「学びの機会」としての側面が徐々に成果を上げてきたことが感じられます。

3. 補助対象事業の採択について

慎重審議した結果、申請のあった7事業すべてを採択されるよう要望します。いずれの事業も、市民公益活動の促進にとって有意義なものと認められます。

4. 今後のために

今回の制度改正によって、補助金の交付期間は5年を限度と設定したことは、「自立化の原則」をより明らかにしたもので、これにより、本補助金はこれまでの枠組みから一歩を踏み出すことになったものと言えます。このことは、平成15年7月の当委員会中間答申に述べた「補助年限」の考え方が、これまでの要綱では十分機能しなかったことから、今回の制度見直しに際して、重要なテーマとして議論したものです。従来型の補助金は、事業に対する客観的な評価システムを備えないままに補助が始まり、それを継続するうちに当初の補助目的からずれてしまうこともあり、補助金の既得権益化の問題と

してこれまでも指摘されてきたものです。

しかし、団体の活動を支える市民の側にすれば「本来は、税金を使って市が取り組むべき事業にもかかわらず、市ができないから我々が取り組んでいるもので、市が費用を負担してもいいはず」という声もあり、これまで補助金支出という形で担ってきた市の役割分担のあり方があらためて問われることとなります。公益性の高さを評価して補助金を交付し、事業を資金面から支えてきたものを「5年が限度」ということでいきなり切り捨ててしまうようなことが妥当とは決して言えません。補助を継続できる5年の期間で、公益活動を支え継続させる視点から市民と市の役割を見直し、市の果たすべき役割を決定することが必要です。資金的支援の役割を、期限後もなお市が担うことが必要なら、その市民公益活動に対する「税」の再配分は、少なくとも「補助金」とは異なる形で実現されるべきものと考えます。

大阪狭山市では、この間、市民協働の拡大に努めてきました。団体と市が対等な立場で役割を分担する協働事業を進める上では、再配分可能な「税」をはじめとする多くの資源を握っている市は、個々の市民公益活動に対して、資金面でどのような負担をするか、またどのように負担をするかについて、補助や委託というこれまでのフレームを超えて検討することが必要です。今回の制度改革を含め現行の補助金制度そのものは、暫定的なものに過ぎないもので、市民公益活動を促進するために必要な施策をさらに追及していくことが必要です。

以上

(参考)

●市民公益活動促進委員会

委員長 今西幸蔵

副委員長 上田譽志美

委員 井上健太郎、岡本京子、高崎加津子、高嶋純子、辻信夫、鳥山健、新山美知、
平野博義、溝端淳史、古川照人、古城昭弐、山本さよ子、若林勝美

●協働事業評価部会

部会長 今西幸蔵

部会員 高崎加津子、高嶋純子、辻信夫、新山美知、平野博義